

消費者行政の取り組みについて

近年、消費生活に関するトラブルは複雑かつ多岐に渡り、二〇一八年度は、全国の消費生活センターに約九十九万件もの相談が寄せられています。その中でも、ハガキによる架空請求や電気、ファンド型投資商品に関する相談が増加しております。

本市では被害防止のため、広報紙やホームページなどで随時情報提供を行うとともに、出前講座や消費生活に関するイベントの実施、悪質商法防止やインターネット被害防止に関するリーフレットの配布、市内小学生を対象に消費者啓発標語を募集するなど、啓発活動及び消費者教育に力を入れております。

現在、国では地方自治体における消費者問題への取り組みを支援し、消費生活相談体制の充実や啓発活動の強化を図っているところであり、本市でも、市民の皆様の安全と安心を守るため、消費生活センターに専門相談員を二名配置し、消費生活全般に関する相談業務を行っております。

引き続き、「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」の理念のもと消費生活センターの機能充実を推進し、地域や関係機関との連携を深めながら、自立した賢い消費者の育成や環境づくりに持続的に取り組み、消費者行政の強化を図ってまいります。

令和二年二月一日

結城市長 小林 栄



市内スーパーの店頭で、消費者被害防止キャンペーンを実施しました。



10月26日開催の「祭りゆうき」では、消費者契約クイズを実施しました。



消費者団体と家電メーカーによる暮らしと家電製品に関する消費者懇談会の様子

“まゆげった”で悪質商法対策

- ま ずは疑う！
- ゆ 断しないで 巧妙なトーク
- げ きじょう型 次々勧誘
- 困 った時は 消費生活センターへ



消費者啓発標語を用いて作成したのぼり旗を市内各所に設置しました

今だけ ここだけ あなただけ
そんな話は お断り

ひっかからない！あきらめない！まずは相談！

結城市消費生活センター 平日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
午前9時～午後4時（正午～午後1時は除く） ☎ 32-1161
土・日・祝日は消費者ホットラインへ ☎ 188

結城市介護予防サポーター わかば

運動や体操だけでなく、社会参加も介護予防の一環になります。サポーター活動をととして、地域のため、そしてご自身のために介護予防に取り組みませんか。ひとりで活動するよりも仲間と学習しながら楽しく活動しましょう！

わかばとは

市が開催する介護予防サポーター養成講習会の受講者で構成され、地域の高齢者の介護予防を支援していくことを目的に活動している会です。

①サロン（なごみ）の運営、
②スキルアップ研修、③市介護予防事業への協力を中心に活動しています。

平成18年度から現在まで88人のサポーターを養成し、現在会には30人が所属しています。サポーターのなかには自分の趣味や特技を活かして活動している方も多くいます。

養成講習会のご案内

令和2年度に養成講習会を開催する予定です。

今後お知らせ版などで募集します。ので、申込みください。

対象：市内在住、20歳以上の方



～ わかばの活動紹介 ～



4月のなごみでは水辺公園へ行き、花見を楽しみました。



なごみの参加者と一緒に、国体の会場に展示する作品を作りました。



5月29日 骨粗しょう症予防の食事を学ぶため、調理実習を行いました。



市主催の介護予防講演会では、司会、受付、会場案内などに協力しました。



7月3日 介護予防講演会サポーター集合写真



10月8日 上山川就業改善センターでサロンを開催しました。



10月21日 栃木県那須町へ視察研修に行きました。



11月7日 白銀町公民館でサロンを開催しました。



介護予防に関する知識や情報について、研修会（年4回実施）で学びました。

問 市長寿福祉課 | ☎ 45-6672